

パイロットインターナショナル細則

パイロットインターナショナル, Inc.は、教育・ボランティア活動・経済的支援・研究を通じて脳疾患や障害に関連するプログラム又は活動を支援し、推進するための慈善教育団体である。

パイロットインターナショナルの監督下に活動している加盟されたクラブは非営利、無党派、無宗教派、非差別的である。

第1条 組織名

PILOT INTERNATIONAL, INC.として記録された同組織は「パイロットインターナショナル」という組織名を使用することができる。

第2条 徽章・標語・色

1節：パイロットインターナショナルの徽章は船のホイールとなるものとする。

2節：標語は「True Course Ever」(訳:常に真針路)となるものとする。

3節：同組織色は緑と金となるものとする。

4節：パイロットインターナショナルと青年部の徽章は登録商標である。不正使用は商標法に違反となるものとする。

第3条 クラブ年度

クラブ年度は7月1日から6月30日まで、もしくは米国外の国に置ける政府の規制によって決定されるものとする。

第4条 パイロットクラブの加盟

1節：加盟されたクラブ：パイロットインターナショナル執行委員会は新クラブの結成及び憲章の認可を行うものとする。新クラブには最低5会員が必要となるものとする。

2節：憲章：パイロットインターナショナル会長と幹事は憲章に調印することになるものとする。有効日は加盟が認められた日となるものとする。憲章はパイロットインターナショナル会長又は代表者が伝達することになるものとする。

3節：加盟の取消。解散する場合又は定期的な会合を開催すること又は機能することができない場合は、加盟認証の取消しをもたらすものとする。取消しは、地区行政審議会の同意を得て、執行委員会がするものとする。その場合には、クラブが加盟認証を放棄し、負債を完済し、パイロットインターナショナルのプロパティを返却し、法人の解散を請求するものとする。

第5条 地区及びクラブ法人化

必要な場合には、1年以内に法人化するものとする。要求されるとき、報告書の提出又は手数料の支払いは、適切な役員が担当するものとする。

第6条 会員身分

1節：国際会員 パイロットインターナショナル会費の支払い完了次第、パイロットインターナショナルの目的を支援する個人が会員になることができる。

2節：地区会員 パイロットインターナショナル会員は、地区会費の支払い完了次第、地区の会員になることもできる。

3節：クラブ会員 パイロットインターナショナルと地区会員は、クラブ会費の支払い完了次第、クラブの会員になることもできる。

第7条 名誉称号

1節：名誉身分 過去にクラブ活動やプロジェクトの参加を通じて大いに貢献したが、現在には正会員としての責任を果たせなくなった創立会員及び連続15年以上の会員は名誉会員になることができる。名誉身分がクラブ会員の過半数票によって与えられる。

2節：名誉パイロット 名誉パイロットという称号は、クラブ執行役員会の過半数票によって、クラブレベルで称賛に値する奉仕をした会員以外の関係者に授与することが可能となっている。地区レベルでは地区行政審議会及び地区執行役員会の過半数票が必要となり、国際レベルでは執行役員会の過半数票が必要となる。

第8条

会費及び料金

1節:国際の場合

a. **会費.** パイロットインターナショナル会費は国際大会の選挙体の決議によって設けるものとする。年会費は7月1日までに本部へ支払いするものとする。新会員の会費は会員がクラブに入会した月から当年末までの期間によって計算されるものとする。【2014年7月1日から発生】

(a) 50年間の会員、(b) 学生(高等教育を追求し、会費を支払いしていないアンカー元会員を含めて)、(c)会費を支払いしていない奨学金の受領者(パイロットの全レベル)、(d) 名誉会員、及び(e) 従軍中の軍人は、入会金が免除されるものとする。

パイロットインターナショナル会費制度は、世界銀行の経済的な収入の4グループに示したような国区分によって決定されるものとする。会員の居住国の通貨で会費をパイロットインターナショナルに支払いするものとする。

会費制度は以下の通りとなる:

1. 高所得の経済:会費の全額;
2. 上位中所得層の経済:会費の半額;
3. 下位中所得層の経済:会費の全額の3分の1;
4. 低所得の経済:会費の全額の3分の1。

b. 料金

1. **保険.** 米国居住者は保険の年金を支払いするものとする。
2. **入会.** 各新会員は入会費を支払いするものとする。アンカーとコンパスの元会員は、入会会費が免除される。
3. **会員復帰.** 復帰された会員は復帰料を支払わなければならない。

2節:地区の場合. 各会員は、地区の現行規定の請求によって、地区会費を支払わなければならない。

3節:クラブの場合. 各会員は、クラブの現行規定の請求によって、クラブ会費を支払わなければならない。

パイロットクラブ:

第9条

パイロットクラブのリーダー制

クラブ役員は会長・会長エレクト・幹事・会計となる。追加の役員をすることもできる。クラブの都合によって、幹事と会計の職務を組み合わせても良い。

1節： 会長. 会長は次の事業を行うものとする。

- a. クラブ例会及び執行会議で議長を務めること；
- b. 部門及び常任委員会の（非投票）前役員（ex-officio）として業務を遂行すること；
- c. 執行役員会が正式に承認した全特別委員会で（非投票）前役員（ex-officio）として選任と業務を遂行すること；
- d. 予算委員会のメンバーとして業務を遂行すること；
- e. バウチャーやクラブの小切手を連署すること；
- f. 会員の全特権を保持するクラブ国会議員を選任すること；
- g. クラブの現行規定によって設けた範囲内で臨時の支出を承認すること；
- h. 監査委員会を選任し、8月31日までに会計記録が監査されることを確認すること；
- i. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

2節： 会長エレクト. 会長エレクトは次の事業を行うものとする。

- a. 会長が不在の場合に、議長を務めること；
 - b. クラブプログラムの調整を担当すること；
 - c. 部門の（非投票）前役員（ex-officio）として業務を遂行すること；
- d. 予算委員会のメンバーとして業務を遂行すること；
 - e. 会長が不在の場合に、バウチャーやクラブの小切手を連署すること；
 - f. 次期のために部門コーディネーターを選任すること；
 - g. 次期のためにパイロットインターナショナル代表を選任すること；
 - h. 次期のために部門を各委員に割り振ること；
- i. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

3節： 幹事. 幹事は次の事業を行うものとする。

- a. クラブ例会及び執行会議の議事を記録すること；
- b. 執行役員会の決議をまとめてクラブに提出すること；
- c. 会員の連絡先の変更を30日間以内に、本部と地区幹事へ報告すること；
- d. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

4節： 会計. 会計は次の事業を行うものとする。

- a. 組織のための資金を受け取り、入金すること；
 - b. 予算委員会のメンバーとして業務を遂行すること；
- c. 承認された請求書を支払いすること；
 - d. 発行された小切手に署名をすること；
 - e. 臨時の支出がクラブ会員に承認されることを確認すること；
- f. 必要に応じて執行役員会に決算報告書を提出すること；

- g. 州・県の報告書を提出し、手数料を支払うこと;
- h. 7月31日までに監査委員会に会計帳簿を提出すること;
- i. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

5節:任期. 任期は7月1日に始まるものとする。

6節:資格. 会長エレクト候補者は1年間以上執行役員会の役員を務めた経験又は他のパイロットクラブで委員会員としての経験のある者でなければならないものとする。

7節:候補者の指名. 最低3名、最高5名の指名委員会委員と2名の補欠議員を地区大会の2か月前までに投票によって選出するものとする。指名委員会は委員長を選出することになるものとする。いかなるクラブ会員は指名を推薦することができる。各役職ごとに1名以上の指名が指名委員会によって選考されるものとする。

8節:選挙. 役員が地区大会の1か月前までに選出されるものとする。本人による事前の同意の基に指名を候議場で行うことができる。指名委員会は資格を確認することになるものとする。一つの役職に対して指名が1名以上の場合は、投票による選挙となるものとする。過半数の投票によって当選者が決まることになるものとする。

9節: 役員の欠員. 指名委員会の報告と6月30日の期間に次期役員が辞退する場合には、執行役員会は指名を推奨することになるものとする。その指名に対してクラブが投票を行うことになるものとする。

7月1日以降の欠員は30日以内に埋めるものとする。以下に定められている 通りとするものとする。

- a. **会長.** 会長の欠員が生じた場合は、会長エレクトが会長の空席を埋めるものとする。
- b. **会長エレクト.** 執行役員会は会長エレクトの指名を推奨することになるものとする。その指名に対してクラブが投票を行うことになるものとする。
- c. **他の役員.** 他の欠員の場合には、執行役員会の承認を経て、会長が役員を選任するものとする。

第10条

パイロットクラブ:執行役員会

要に応じて、執行役員によって構成される執行役員会が招集するものとする。委員の過半数が定足数を構成するものとする。執行役員会の決議の要約がクラブに提出されるものとする。

臨時理事会は、会長 又は2名の役員によって招集することができる。各役員まで会議の目的、開催日時、及び開催場所が通知されるものとする。

執行役員会は次の事業を行うものとする。

- a. クラブの全ての経営的な業務を行うこと;
- b. 部門の計画とクラブの予算を承認すること。

第11条 公式記録

1節：議事記録。議事の記録は永久に保持されなければならないものとする。

2節：財務記録。財務記録は7年間保持されるものとする。

3節：記録の伝達。特に記載のない限り、任期が終わった直後に、業務と関連する記録又は資料を継承者まで伝達することになるものとする。

第12条 クラブの金銭的義務

1節：地区大会。クラブ現行規定に従って、各クラブは、クラブ代議員が地区大会に参加するために登録料金もしくはその他の費用を支払いするものとする。

2節：国際大会。各クラブは、国際大会に少なくとも1名の代議員の登録料金と交通費を支払いするものとする。宿泊費及び日当も支払うことが可能となる。大会に代議員が出席できない場合には、1名分の登録料金をパイロットインターナショナルまで支払いしなければならないものとする。

第13条 パイロットクラブ会議：定例・臨時・定足数

1節：定例会議。クラブは会議を少なくとも年6回開催するものとする。開催日時及び開催場所はクラブ会員によって決定されるものとする。

2節：臨時。臨時の会議は、少なくとも1週間以上前に全役員に会議の目的、開催日時、及び開催場所が通知される限り、会長、執行役員会、又は5名の役員によって招集されるものとする。

3節：定足数。定足数は、クラブによって設定されるものとする。

第14条 クラブの部門

第30条に記載のとおり、クラブの事業はパイロットインターナショナルの部門に分けることは可能となる。部門内では、特定のプロジェクトや責任を遂行するために委員会を設置しても良い。全ての計画は執行委員会とクラブ会員の承認を受けなければならないものとする。

第15条 常任委員会と特別委員会

1節. 予算委員会. 予算委員会は、次期会計(委員長)、募金コーディネーター、現在の会長、会長エレクト、及び会計で構成されるものとする。執行委員会とクラブ会員によって承認される予算を作成されるものとする。

2節. 監査委員会. 監査委員会は前年の会計記録を8月31日までに監査し、会長と直前会長にその結果の報告書を提出するものとする。監査委員会は直前会長によって任命された会員2人で構成されるものとする。その会員は小切手を署名すること又は資金を配分することが出来ない。

3節. 特別委員会. 執行委員会の承認によって、特別委員会が任命されることが可能である。

第16条 パイロットクラブ現行規定

1節. パイロットインターナショナルの細則. 現行規定はパイロットインターナショナルの細則と競合しないものとする。

2節. 改正案. 現行規定は、定例会議にて有権者の過半数票によって改正されることが可能である。少なくとも30日以上前に改正案を有権者の各パイロットに郵送、若しくはEメールにて発送し、業務会議に議論及び投票を行うために提出されるものとする。

地区:

第17条 地区のリーダー制

地域外の地区行政審議会は、ガバナー、ガバナーエレクト、1名以上の副ガバナー(オプショナル)、幹事と会計で構成されるものとする。

地域内の地区行政審議会は、ガバナー、ガバナーエレクト、幹事と会計で構成されるものとする。地区執行審議会は、副ガバナーと行政審議会で構成されるものとする。

地区の役員の事業はパイロットインターナショナルの執行委員会の監督下になるものとする。役員は地区行政審議会議、地区執行審議会議、地区大会と他の地区会合に出席するものとする。役員全員がガバナーの監督下に置かれる。

1節. 体制. 地区は、地域体制の使用に関して選択することができる。下記のとおり、地区の会員総によって小規模地区か大規模地に分類されるものとする。

a. **小規模地区:** 250名以下の地区と定義される。

b. **大規模地:** 250名以上の地区と定義される。

2節. ガバナー. ガバナーは 地区の事業を監督し、次の事業を行うものとする。

- a. 国際行政審議会員の役員として業務を遂行すること；
- b. 地区にてパイロットインターナショナルを代表すること；
- c. リーダー審議会議、国際行政審議会議、及び国際大会に出席すること；
- d. グラブが訪問等に必要な支援を受けることを確認すること；
- e. 地区の代表者として契約を結ぶこと；
- f. 全ての地区会議の議長を務めること；
- g. バウチャーや地区の小切手を連署すること；
- h. 必要に応じ、委員会を選任すること；
- i. 監査委員会を選任し、会計記録が8月31日以内に監査されることを確認すること；
- j. 地区大会の初日の30日以上前に大会の事業資料をクラブ・代議員に郵送若しくはEメールにて発送すること；
- k. 地区大会のマニュアルに記載されているように、地区大会に関する任務を行うこと；
- l. 8月15日までに地区記録を後任者に引き渡すこと；
- m. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

3節. ガバナーエレクト: ガバナーエレクトは次の事業を行うものとする。

- a. 12月1日までに、次年度の議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、パイロットインターナショナル代表者、部門コーディネーター等を選任すること；
- b. リーダー審議会議及び国際大会に出席すること；
- c. 必要に応じて割り当てられる訪問等でクラブを支援すること；
- d. ガバナーが不在の場合に、議長を務めること；
- e. ガバナーが不在の場合に、バウチャーや地区の小切手を連署すること；
- f. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

4節. 副ガバナー: 副ガバナーは次の事業を行うものとする。

- a. リーダー審議会議及び国際大会に出席すること；
- b. 必要に応じて割り当てられる訪問等でクラブを支援すること；
- c. 地域のクラブを監督し、地域会議の議長を務めること；
- d. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

5節. 幹事: 幹事は次の事業を行うものとする。

- a. 必要に応じて、地区行政審議会議、地区執行審議会議、又は全ての地区会議の議事を記録して配布すること；
- b. 地区会議の議事を地区執行審議会議の代表者に配布すること；
- c. リーダー審議会議及び国際大会に出席すること；
- d. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

6節. 会計: 会計は次の事業を行うものとする。

- a. 地区資金を受領してから2週間以内に受け取り、入金すること；
- b. 承認済みバウチャーを受領してから2週間以内に請求書を支払いすること；
- c. 発行された小切手に署名をすること；
- d. 必要に応じて、要求された地区資金に関する決算報告書を全クラブ及び地区執行審議会議の代表者に提出すること；
- e. 地区及び大会の予算をコピーし、地区大会の全員に提出すること；
- f. 報告書を提出し、地区の法人化を保持すること；
- g. 7月31日までに監査委員会へ地区の会計帳簿を提出すること；
- h. リーダー審議会議及び国際大会に出席すること；
- i. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

7節. 任期.

- a. ガバナー、ガバナーエレクト、副ガバナー、幹事、及び会計は1年の任期を与えられるものとする。副ガバナー、幹事、及び会計が連続で就任できる任期は2期までとする。副ガバナー、幹事、又は会計に関する任期の例外は、認められる場合がある。
- b. 任期は7月1日に始まるものとする。
- c. 6ヶ月以上は任期の全期として考えられるものとする。1期未満の役員は再任されることができる。

8節. 資格. 全候補者は会費を納めているクラブ会員で、以下の資格条件に適っていなければならないものとする。

- a. ガバナー、ガバナーエレクト、若しくは副ガバナー候補者はパイロットクラブ会長を務めたことがあるものとする。地域内の地区ガバナーエレクト候補者は、副ガバナーを務めたことがあるものとする。
- b. 小規模地区の幹事及び会計候補者はパイロットクラブ執行役員会の役員を務めた経験のある者でなければならないものとする。
- c. 大規模地区の幹事及び会計候補者はパイロットクラブ会長として活躍した経験のある者でなければならないものとする。
- d. 同時に地区役員、国際役員、又はクラブ会長を務めないものとする。

9節. 候補者の指名. 指名委員会のために最低3名、最高5名の指名委員会委員若しくは地域内の各地区から1名の委員会を11月1日までに地区行政審議会が任命するものとする。同じクラブから2名の会員を任命することは出来ないものとする。ガバナーは委員長を選定することになるものとする。委員会は選出された各地区役職に対して1名以上の適任者を地区大会機関に確認し、提出するものとする。

いかなるクラブからの会員を指名することができる。地域内の地区にて、地区副ガバナーの指名はその地区のクラブに限られるものとする。郵便消印による指名の締め切りは地区大会の初日の60日前までになる。

指名委員会は地区役職に対する候補者の氏名と資格を地区大会の初日の45日以上前にガバナーへ提出するものとする。

ガバナーは地区大会の初日の30日以上前に地区役職に対する候補者の氏名と資格をクラブ、地区役員、又は(該当する場合)直前ガバナーに郵送若しくはEメールにて発送するものとする。

10節. 投票の勧誘. 候補者は投票を勧誘してはいけないものとする。他人に投票を勧誘してもらってはいけない。投票の勧誘があった場合には、選挙される資格を失うものとする。

11節. 選挙. 地区大会にて役員の選挙が行われるものとする。

無競争の候補者はガバナーの発声投票によって選出されるものとする。投票用紙に野党の全候補者の氏名が記載されるものとする。

過半数の投票によって当選者が決まることになるものとする。決選投票が必要な場合は、獲得票数の最も多かった候補者2人の氏名が投票用紙に記載されるものとする。

クラブ代議員、地区役員、又は地区の選択によってその地区の直前ガバナーが選挙体を構成するものとする。地域内の地区にて、副ガバナーはクラブ代議員、地区執行審議会員、地区執行審議会員、又は投票権を持っている直前ガバナーを含めて地域内クラブの会員である全代議員が選出するものとする。

大会が行われない場合には、郵送にて選挙に行わい、結果をクラブに発表するものとする。

12節. 役員の欠員. 非常時を除き、地区行政審議会員もしくは地区執行審議会員が3ヶ月連続任務を行うことができなくなる、又は出席が義務付けられている会議を2回欠席する場合には役員の地位を失うものとする。

a. **ガバナー.** ガバナーの欠員が生じた場合は、ガバナーエレクトがガバナーの空席を埋めるものとする。ガバナーエレクトが空席を埋めないことを選択した場合、地区行政審議会が2人以下の候補者の氏名を全クラブに提出し、郵送による選挙が行われるものとする。過半数の投票によって当選者が決まることになる。

b. **ガバナーエレクト.**

1. **地域外の地区.** ガバナーエレクトの欠員が生じた場合は、副ガバナーがガバナーエレクトの空席を埋める、もしくは副ガバナーがいない又は2人以上の副ガバナーがいる場合には、地区行政審議会の承認を経て、ガバナーがガバナーエレクトを任命するものとする。

2. 地域内の地区. ガバナーエレクトの欠員が生じた場合は、地区行政審議会の承認を経て、ガバナーが元副ガバナー又は現任の副ガバナーから選択しガバナーエレクトを任命するものとする。

c. 他の役員. 他の役員の欠員が生じた場合は、地区行政審議会の承認を経て、ガバナーによって役員が任務されるものとする。

第18条

地区:地区行政審議会と地区執行審議会

地区行政審議会と地区執行審議会は次の事業を行うものとする。

- a. 地区内クラブを評価し、支援活動の計画を作成すること;
- b. 地区現行規定に関する修正案を提示すること;
- c. 地区予算を含め、地区大会にての選挙体に審議項目を提出すること;
- d. ガバナーによる任務を承認すること;
- e. 全地区会議を計画して監督すること;
- f. 地区大会又は他の地区会議の開催日と開催地を決定すること;
- g. 会議記録を承認すること;
- h. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

第19条

公式記録

1節:地区記録. 全地区会議の記録は永久に保持されなければならないものとする。

2節:財務記録. 財務記録は7年保持されるものとする。

3節:記録の伝達. 特に記載のない限り、任期が終わった直後に、役員は業務と関連する記録又は資料を継承者まで伝達するものとする。

第20条

地区:大会及び他会議

1節:大会:代表及び業務.

a. 地区大会. 大会は、COED地区大会を除き、パイロット国際大会の初日の少なくとも45日前に各地区にて毎年開催されるものとする。COED地区大会はパイロットインターナショナル年次大会とリーダーシップ大会の前までに、又は同時に付随して開かれるものとする。少なくとも開催日60日前に、ガバナーによって地区内の全クラブの地区会議が招集されるものとする。他会議は、地区の投票によって開催されることができる。代議員は、全業務会議及び公式行事に出席し、クラブに報告するものとする。

b. **業務.** クラブは、少なくとも地区大会の初日の60日前に正面で大会の事業に関する勧告を地区ガバナーに提出するものとする。地区専門家(parliamentarian)との協議によって、地区行政審議会・地区執行審議会が勧告を検討し、法的でパイロットインターナショナルの細則に反しないことをか確認するものとする。大会での検討のための予算と勧告は、地区大会の初日の30日以上前に地区内クラブ、地区役員、及び前ガバナーまで郵送、若しくはEメールにて発送されるものとする。

c. **クラブ代表.** 各クラブが代表され、3名の代議員と2名の補欠代議員が任務されるものとする。会長、会長エレクト、及び1名の代議員が代議員になり、2名の補欠代議員がクラブによって選出されるものとする。地区行政審議会の承認によって、パイロットクラブが地区大会出席から免除されることができる。

d. **選挙体.** クラブ代議員、地区役員、及び(地区の希望により)地区元ガバナーが選挙体を構成するものとする。地域内クラブの代議員が地域の選挙体を構成するものとする。代議員のみが動議を提出し、投票することができるが、いかなるパイロット会員が動議について発言することができる。

第21条 地区部

第30条に記載のとおり、クラブの事業はパイロットインターナショナルの部門に分けても良い。部門内では、特定のプロジェクトや責任を遂行するために委員会を設置することができる。

第22条 常任委員会と特別委員会

1節. **監査委員会.** 監査委員会は前年の会計記録を8月31日までに監査し、ガバナーと直前ガバナーにその結果の報告書を提出するものとする。金融専門のパイロット会員で構成されるものとする。

2節. **特別委員会.** 特別委員会は、地区行政審議会又は地区執行審議会の承認によって、ガバナーが任命されるものとする。又は、現行規定によって定められるものとする。

第23条 地区:現行規定

1節. **パイロットインターナショナルの細則.** 現行規定はパイロットインターナショナルの細則と競合しないものとする。

2節. 改正案. 現行規定は、定例会議にて有権者の過半数票によって改正されることが可能となる。

パイロットインターナショナル

第24条

パイロットインターナショナル: 国際行政審議会

国際行政審議会は、執行委員会と地区ガバナーで構成され、国際大会で設置されるものとする。

1節. 国際行政審議会の任務. 審議会は次の事業を行うものとする:

- a. 地区の境界を確定すること。地区内クラブの議決で3分の2以上の賛成を得て、確定された地区の境界を変更することができる;
- b. 地区の結成を承認すること;
- c. パイロットインターナショナルの地区及びクラブの運営管理を行うこと;
- d. 執行委員会が推奨した大会開催地を承認すること;
- e. パイロットインターナショナル細則に関する修正案を考慮し、大会機関に措置を推奨すること。

2節. 国際行政審議会議. 国際行政審議会は、パイロットインターナショナル大会の開催日前に会合を開くものとする。臨時の会議は、会長又は執行役員会によって招集されるものとする。

第25条

パイロットクラブのリーダー制

パイロットインターナショナルの役員は、会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、及び4名の理事となるものとする。

1節. 会長. 会長はCEO(最高経営責任者)となり、組織の総監督を務めるものとする。そして次の事業を行うものとする:

- a. 国際大会のビジネスセッション、国際行政審議会議、及び執行委員会議で議長を務めること;
- b. 国際大会で、そして必要に応じて年間を通して、組織の事業及び状態に関して報告すること;
- c. パイロットインターナショナル、国際行政審議会、及び執行委員会の臨時会議を招集する権限を有すること;
- d. 執行委員会又は国際行政審議会が承認した特別委員会を選任し、欠員を補充すること。任命された委員会の非投票の役員として業務を遂行すること;
- e. 国際コーディネーターの欠員を補充すること;
- f. 細則に従って、執行委員会の承認を得て、執行委員会の欠員を補充すること;
- g. 評議員会会長として務め、財団会議で議長を務めること;
- h. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

2節: 会長エレクト. 会長エレクトは次の事業を行うものとする:

- a. 会長が不在の場合に、議長を務めること;
- b. 次年度の専門家 (parliamentarian)、部門コーディネーター、大会委員長を含むがこれに限定されない選任をすること。その委員会の非投票の役員として業務を遂行すること;
- c. 評議員会副会長として務めること;
- d. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

3節. 副会長. 副会長は、与えられた 職務を果たし、評議員会幹事・会計として務めるものとする。

4節. 幹事. 幹事は次の事業を行うものとする:

- a. 執行委員会議、国際行政審議会議、大会会議の議事を記録すること;
- b. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

5節. 会計. 会計は次の事業を行うものとする:

- a. 支出が承認された予算若しくは執行委員会による特別許可に従っていることを確認すること;
- b. 予算委員会会長として業務を遂行し、年間予算及び監査報告書を国際行政審議会に提出すること;
- c. 必要に応じてその他の任務を行うこと。

6節. 理事. 理事は、与えられた 職務を果たすものとする。

7節. 任期.

- a. 任期終了後に、会長エレクトが会長になるものとする。
- b. 副会長、幹事、会、及び理事は1年間任期を務め、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならないものとする。
- c. 幹事、会計、及び理事は、連続で就任できる任期は2期までとする。
- d. 任期は国際大会の最終日から始まるものとする。
- e. 6ヶ月以上は任期の1期として考えられるものとする。1期未満の役員は再任されることができる。
- f. 非常時を除き、執行委員会の役員一が3ヶ月連続任務を行うことができなくなる、又は出席が義務付けられている会議を2回欠席した場合には役員としての地位を失うものとする。

8節. 資格. 候補者は、以下の資格条件に満たなければならないものとする:

- a. 会費を納めているクラブ会員であること;
- b. 地区ガバナーを務めたことがあること;
- c. 副会長、又は会長エレクト候補者の場合は、2年以上執行役員会の役員を務めた経験のある者である;

- d. 選任及び選出された公職の義務や確約を果たした;
- e. 同時に国際役員、地区役員、又はクラブ会長を務めることができないこと。

第26条

パイロットインターナショナル:候補者の指名・選挙・役員の欠員

1節. 候補者の指名. 指名委員会のために最低3名、最高5名の指名委員会委員を11月1日までに執行委員会が任命するものとする。同じ地区から2名の会員を任命することはできないものとする。執行委員会は委員長を選定することになる。委員会は選出された各国際公職に対して1名以上の適任者を確認し、提出するものとする。

クラブは 指名委員会に会員を指名することができる。指名は1月から提出することができる。候補者は氏名と記入済み資格証明書を国際大会の初日の70日以上前に郵送、若しくはEメールにてパイロットインターナショナル本部まで発送するものとする。パイロットインターナショナルは、国際大会の初日の30日以上前に資格証明書のコピーを各パイロットクラブ・国際行政審議会・国際直前会長に郵送、若しくはEメールにて発送するものとする。

2節. 投票の勧誘. 候補者は投票を勧誘してはいけないものとする。他人に投票を勧誘してもらってはいけないものとする。投票の勧誘があった場合には、選挙される資格を失うものとする。

3節. 選挙. 国際大会にて役員の選挙が行われるものとする。

- a. 無競争の候補者は議長の発声投票によって選出されるものとする。投票用紙に野党の全候補者の氏名が記載されるものとする。
- b. 過半数の投票によって当選者が決まることになるものとする。決選投票が必要な場合は、獲得票数の最も多かった候補者2人の氏名が投票用紙に記載されるものとする。
- c. クラブ代議員、国際行政審議会、及びパイロットインターナショナル直前会長が選挙体を構成するものとする。
- d. 大会が行われない場合は、郵送にて選挙に行われ、結果をクラブに発表するものとする。

4節. 役員の欠員.

- a. **会長.** 会長の欠員が生じた場合は、会長エレクトが会長の空席を埋めるものとする。
- b. **会長エレクト.** 会長エレクトの欠員が生じた場合は、執行委員会が2人以下の候補者の氏名を全クラブに提出し、郵送による選挙が行われるものとする。過半数の投票によって当選者が決まることになるものとする。
- c. **他の役員.** 他の役員の欠員が生じた場合は、執行委員会の承認を経て、会長が残存任期中その役員を任務するものとする。

第27条

パイロットインターナショナル:執行委員会

執行委員会は、会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、及び4名の理事で構成され、パイロットインターナショナルの管理主体となるものとする。なお、専務理事は非投票の役員として務めるものとする。

1節. 責務. 執行委員会は、経営的な業務、資産、資金、及び投資を含め、パイロットインターナショナルに関する事務を行うものとする。制限資金を除いて、執行委員会は本年度の推定所得を超える負債を生じさせてはならないものとする。

2節: 任務.

- a. 執行委員会議、国際行政審議会議、及び国際大会に出席するものとする。
- b. 投票の代替方法によって経営的な業務を行うこと。
- c. 国際大会での国際行政審議会議の前後、及び年度に少なくとも1回に会議を開催すること。臨時理事会は、会長、又は5名の役員によって招集することができる。
- d. 新クラブを構成するための申請を承認し、拡張の業務を監督すること。
- e. 専務理事(最高執行責任者)を雇用し、その任務及び報酬額を定めること。
- f. 大会開催地を考慮して国際行政審議会に推奨し、日付を設定し、及び計画、予算、記録を承認すること。
- g. 必要に応じて執行委員会の訪問を行うこと。
- h. その他の任務を行うこと。

第28条

パイロットインターナショナル: 財務

1節. 会計年度. パイロットインターナショナルの会計年度は7月1日から6月30日までとなるものとする。

2節. 預託機関. パイロットインターナショナル資金の投資のため、執行委員会が預託機関を指定するものとする。

3節. 会計. 執行委員会が推奨した予算案を国際大会の初日の少なくとも30日前までに国際行政審議会、パイロットクラブ、及び国際直前会長に郵送、若しくはEメールにて発送するものとする。予算は、国際大会にて選挙体によって採択されるものとする。毎年、財務表と採択された予算のコピーを大会の最終日の60日以内に国際行政審議会、パイロットクラブ、及び国際直前会長に提出されるものとする。

4節. 資金の支出. 執行委員会の認可により、小切手に2つの署名が必要となるものとする。専務理事は、承認された予算に従い、又は執行委員会の特別許可により、資金の支出を承認するものとする。

5節. 年次監査. パイロットインターナショナルの財務記録が公認会計士によって年間監査されるものとする。

第29条

パイロットインターナショナル:大会及び他の会議

1地区. 国際大会.

- a. 大会の名称. 組織により行われる年次大会は、パイロットインターナショナル:年次国際大会とリーダーシップ大会 (Pilot International Annual Convention and Leadership Conference)と呼ばれるものとする。
- b. 登録料金. 年次大会は、登録料金の支払い完了次第、会員が参加できるものとする。登録料金は、執行委員会の承認によって、大会委員会が設定するものとする。
- c. クラブ代表. 各クラブが代表され、1名の代議員1名の補欠代議員が任務されるものとする。地区行政審議会の承認によって、パイロットクラブが国際大会出席から免除されることができる。クラブ会長が代議員になり、会長エレクトが補欠代議員となるものとする。会長又は会長エレクトは大会に出席できない場合、クラブの全会員からクラブによって代議員が選出されるものとする。代議員は、全業務会議及び公式行事に出席し、クラブに報告するものとする。
- d. 選挙体. クラブ代議員、国際行政審議会、及びパイロットインターナショナル元会長が選挙体を構成するものとする。代議員のみが動議を提出し、投票することができるものの、いかなるパイロット会員が動議について 発言することができる。

第30条

パイロットインターナショナル:活動の部門及び特別委員会

- 1節. 活動の部門. パイロットインターナショナルのプログラムは、活動の部門を通して成し遂げられるものとする。国際部門コーディネーターは地区部門コーディネーターへの連絡担当者 (リエゾン) を務めるものとする。地区部門コーディネーターはクラブ部門コーディネーターへの連絡担当者を務めるものとする。
- a. 会員. 会員勧誘及び会員維持の活動を担当するものとする。新会員のオリエンテーション、指導、新クラブの結成、及び会員に関する活動も担当するものとする。
- b. 募金. クラブ運営、プロジェクト、青少年活動のための資金を生み出す活動を担当するものとする。奉仕プロジェクトのための募金の利益は、その奉仕プロジェクトに費やすものとする。
- c. プロジェクト. パイロットインターナショナルが承認したプロジェクトを担当するものとする。社会奉仕、改善、又は他のプロジェクトの活動を担当するものとする。クラブ又は地区がスポンサー下国内や国際プロジェクトには、執行委員会の承認が必要となる。
- d. アンカー. アンカーに関する全ての活動を担当するものとする。
- e. コンパス. コンパスに関する全ての活動を担当するものとする。
- f. 指導力育成. 指導力育成及び会員の研修に関する活動を担当するものとする。

第31条

特別委員会

1節. 予算委員会. 予算委員会は、会計(委員長)、会長と会長エレクトで構成されるものとする。専務理事は非投票の役員として務めるものとする。

2節. 大会委員会. 国際大会を会長が計画するのを援助し、承認のために計画を執行委員会に提出するものとする。

3節. 助成金委員会. 助成金委員会は委員長、及び執行委員会の承認によって会長が任命した会員3人で構成されるものとする。委員会は、申請書を審査し、助成金を供給すべきの順番にランク付けして執行委員会に提出するものとする。

4節. 奨学金委員会. 奨学金委員会は委員長及び執行委員会の承認によって会長が任命した会員3人で構成されるものとする。委員会は、申請書を審査し、助成金を供給すべきの順番にランク付けして執行委員会に提出するものとする。

5節. 国際委員会. 国際委員会は、米国外での地区やクラブに特有の問題と懸念に関して会長と執行委委員会に助言するものとする。委員長、COED地区からの会員1人、米国外の各地区からの会員1人、及び会長によって任命された会員で構成されるものとする。委員会の委員は、執行委員会の承認によって、会長が任命するものとする。

その他:

第32条 アンカー組織

パイロットインターナショナル執行委委員会が定めた方針とこの組織を支配する細則に従って、アンカークラブは地区、パイロットクラブ、若しくはパイロット会員に支援(スポンサー、又はコ・スポンサー)を受けることができる。

アンカークラブは、学生のための奉仕組織である。適用法に従って、入会資格はスポンサーであるパイロットクラブが定めるものとする。

アンカークラブに対するパイロットインターナショナルの年次会費は国際大会の選挙体の決議によって設けるものとする。

第33条 コンパス組織

コンパスクラブは、18~26歳(日本の場合は18~28歳)の若者のための地域密着型の組織で、社会奉仕プロジェクトに参加する機会を提供し、リーダーシップスキルを伸ばし、個人的かつ職業的な目標を達成できるように手伝えるものとする。コンパスクラブは、パイロットインターナショナルの細則に準拠するものとする。

コンパスクラブは、パイロットインターナショナル執行委委員会が定めた方針及びそれらの組織に適用する細則に従って、パイロットインターナショナルが設置することができる。

第34条 行政運営

1節. パイロットインターナショナルの専務理事は、執行委委員会に雇用され、執行委委員会に報告を行うものとする。

2節. 専務理事は、パイロットインターナショナルの本部にての日々の管理に責任を負うものとする。

3節. パイロットインターナショナルは、ジョージア州メイコンに本社を置くものとする。

第35条 公式記録

1節. 会員名簿は、パイロットインターナショナル本部が管理するものとする。商用又は政治目的のために利用されないものとする。

2節. パイロットインターナショナルの議事記録は恒久的記録で、永久に保持されなければならないものとする。財務記録は7年保持されるものとする。他の記録は少なくとも5年保持されるものとする。パイロットインターナショナル本部で保管されるものとする。

第36条 投票の代替方法

郵便による投票は、適切な手続きを定める執行委員会が承認する。以下の事項が含まれても良い：(1) 役員選挙；(2) 細則に関する修正案；そして(3)原則や政策面に関する事項、又は他の承認された質問。採用するために必要な投票数は、細則に記載されるものと同じとなる。

第37条 Web又は電話会議

執行委員会、国際行政審議会、そして全てのパイロットインターナショナル委員会や分科委員会は、全会員が同時に聞こえて会議に参加できる限り、電話会議又は他の電子通信媒体を通じて会議を行う権限を有するものとする。

第38条 議会の議事規則

最新版のロバート議事規則は、適用される状況で、細則及びパイロットインターナショナルが採用した特別議事規則に矛盾しない限り、パイロットインターナショナルを支配するものとする。

第39条 修正案

1節. 国際大会の議決で3分の2以上の賛成を得て、細則を修正することができる。次の要件を満たさなければならぬものとする。修正案は以下の諸要件に適合しなければならぬものとする：

- a. クラブ、地区、地区行政審議会・地区執行審会議、執行委員会、又は国際行政審議会によって提示される；
- b. 国際大会の初日の少なくとも60日前にパイロットインターナショナルの幹事と専務理事まで郵送若しくはEメールにて発送される；
- c. 国際大会の初日の少なくとも30日前までに各パイロットクラブ・国際行政審議会・国際直前会長に郵送若しくはEメールにて発送する。

2節. 選挙体が後日を指定しない限り、細則に関する修正案は国際大会の最終日から有効になるものとする。